

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.1 調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）を基に、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

(1) 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、環境影響要因を抽出した結果は、表8.1-1に示すとおりである。

表 8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行（廃棄物運搬車両等の走行）

注) 存在・供用時における環境影響要因である「自動車等の走行」（埼玉県環境影響評価技術指針における一般的な表記）については、本事業（廃棄物処理施設の設置）の環境影響要因に合わせて、これ以降は「廃棄物運搬車両等の走行」に置き換えて表記することとする。

(2) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表8.1-2に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目を選定した。

表 8.1-2 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分		工事中			存在・供用時			
環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行の 資材運搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	廃棄物の走行	
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●		●	●	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物				●		
		浮遊粒子状物質				●	●	
		炭化水素					●	
		粉じん	●	●		◎	×	
		大気質に係る有害物質等				●		
	騒音・低周波音	騒音	●	●		●	●	
		低周波音				●		
	振動	●	●		●	●		
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度				●		
		特定悪臭物質				●		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				☆	
			浮遊物質			◎	☆	
			窒素及びりん				☆	
			水温				☆	
			水素イオン濃度			◎	☆	
			溶存酸素量				☆	
			その他の生活環境項目				☆	
		健康項目等			◎	☆		
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等					☆		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目			◎			
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈						
		温泉及び鉱泉						
		堤防、水門、ダム等の施設						
	土壌	土壌に係る有害項目			◎	●		
	地盤	地盤沈下						
		土地の安定性						
地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					×			
地象	表土の状況及び生産性							
	動物	●	●	◎	○			
	植物	保全すべき種			◎	○		
植生及び保全すべき群落の緑の量				◎	○			
生態系	地域を特徴づける生態系	●	●	◎	○			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				×		
		眺望景観				●		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●	●		○	○	
	史跡・文化財	指定文化財等				×		
		埋蔵文化財				×		
	日照障害	日影の状況				●		
	電波障害	電波受信状況				●		
	風害	局所的な風の発生状況						
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎	●	
			残土			◎		
雨水及び処理水								
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●		●	●		
	オゾン層破壊物質				×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×				

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。
 ☆：調査計画書において選定していたが、事業計画の変更により、選定する必要がなくなった項目。

(3) 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表8.1-3(1)～(3)に、選定しない理由は表8.1-4に示すとおりである。

表 8.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫黄酸化物	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	知事意見を考慮した結果、粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生のおそれがあると判断したため選定する。【知事意見を考慮して、再度検討し直した。】
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	浮遊物質	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため選定する。
	水素イオン濃度	工事中	造成等の工事に伴うコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
	健康項目等	工事中	造成等の工事の際には、埋設廃棄物層の掘削に伴い、水質汚濁のおそれがある地下水を揚水することから選定する。【埋設廃棄物層の状況を考慮して、再度検討し直した。】
	地下水の水質に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、地下水の水質汚濁の可能性が考えられるため選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事中	対象事業実施区内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、土壌の汚染の可能性が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在・稼働による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
日照障害	日影の状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。

表 8.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 8.1-4 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴う粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素及びりん 水素イオン濃度 溶存酸素量 その他の生活環境項目 健康項目等 底質に係る有害物質等	存在・供用時	プラント系排水は、主にクローズドシステムにより再利用を図るとともに、生活排水及び環境啓発棟に関連する排水と併せて、公共下水道に放流する計画に変更したことにより、公共用水域へ排水を放流することは無くなったため選定しないこととした。【事業計画の変更に伴い、水質の影響はなくなったため、選定しないこととした。】
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さいこと、また、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しないため選定しない。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等、並びに埋蔵文化財包蔵地は存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

8.2 調査、予測及び評価の方法

(1) 調査手法

前項において環境影響評価項目として選定した15項目のうち、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現地調査を実施しなかった。

現地調査の概要は表8.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、調査手法の詳細については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」において記載した。

表 8.2-1(1) 調査手法（現地調査）の概要

調査項目		調査期間等	調査地点（調査地域）	
大気質	環境大気	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	対象事業実施区域内 1 地点及び 周辺地域 4 地点 ・ No.1-1：対象事業実施区域内 ・ No.2：北側住宅地 ・ No.3：西側住宅地 ・ No.4：南側住宅地 ・ No.5：東側住宅地	
		塩化水素 ガス状水銀		4 季×7 日間（1 回/ 日）
		ダイオキシン類 浮遊粉じん		4 季×7 日間 （1 回/7 日間）
	沿道大気	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質	4 季×7 日間連続	沿道 3 地点 ・ No.1：市道幹線第 50 号線東側区間 ・ No.2：市道幹線第 50 号線西側区間 ・ No.3：市道幹線第 59 号線南側区間
		浮遊粉じん	4 季×7 日間 （1 回/7 日間）	
	地上気象	風向・風速 気温・湿度 日射量、放射収支量	1 年間連続	対象事業実施区域内 1 地点
上層気象	風向・風速、気温	4 季×7 日間 （8 回/日）	対象事業実施区域内 1 地点	
交通量等	車種別・方向別交通量 走行速度、道路構造	1 回（平日）24 時間 連続	沿道 3 地点（No.1～No.3） （沿道大気と同地点）	
騒音・ 低周波音	騒音及び 低周波音 の状況	工場騒音 【知事意見を考慮して 敷地境界上は工場騒音 の区分に変更した。】	2 回（平日・休日） 各 24 時間連続	対象事業実施区域敷地境界上 4 地点（No.1～No.4）
		環境騒音	工場騒音と同時	周辺地域 4 地点 ・ No.5：対象事業実施区域の北側 ・ No.6：対象事業実施区域の西側 ・ No.7：対象事業実施区域の南側 ・ No.8：対象事業実施区域の東側
		道路交通騒音	1 回（平日）16 時間 連続（6 時～22 時）	沿道 3 地点（No.1～No.3）
		低周波音	2 回（平日・休日） 各 24 時間連続	対象事業実施区域敷地境界上 4 地 点（No.1～No.4）（工場騒音と同地 点）
	道路交通 の状況	交通量、走行速度 道路構造	1 回（平日）16 時間 連続（6 時～22 時）	沿道 3 地点（No.1～No.3） （道路交通騒音と同地点）

表 8.2-1(2) 調査手法（現地調査）の概要

調査項目		調査期間等	調査地域・地点	
振動	振動の状況	工場振動 【知事意見を考慮して敷地境界上は工場振動の区分に変更した。】	2回（平日・休日） 各 24 時間連続	対象事業実施区域敷地境界上 4 地点（No.1～No.4） （工場騒音と同地点）
		環境振動	工場振動と同時	周辺地域 4 地点（No.5～No.8） （環境騒音と同地点）
		道路交通振動	1回（平日）12 時間 連続（7 時～19 時）	沿道 3 地点（No.1～No.3） （道路交通騒音と同地点）
		地盤卓越振動数	道路交通振動と同 期間	沿道 3 地点（No.1～No.3） （道路交通騒音と同地点）
	道路交通の状況	交通量、走行速度、道路 構造	1回（平日）12 時間 連続（7 時～19 時）	沿道 3 地点（No.1～No.3） （道路交通騒音と同地点）
悪臭	悪臭の状況	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	夏季・冬季の計 2 回	対象事業実施区域敷地境界上 2 地点（風上・風下）及び周辺地域 4 地点 ・ No.3：北側住宅地 ・ No.4：西側住宅地 ・ No.5：南側住宅地 ・ No.6：東側住宅地
	気象の状況	風向・風速、大気安定度 （日射量、放射収支量）、 気温等	1 年間の通年	・ 対象事業実施区域内 1 地点 （大気質の地上気象と同地点）
水質	水質	【平常時】 生活環境項目等 8 項目、 健康項目 ダイオキシン類 有機リン【底質の有害物 質との関係を確認する ため調査項目に追加し た。】	4 季の計 4 回 （健康項目、ダイオ キシン類は夏季・冬 季の計 2 回）	対象事業実施区域からの排水先 ・ No.1：既存施設の排水（排水処 理施設からの処理水） ・ No.2：排水路の綾瀬川合流前 ・ No.3：綾瀬川の上流側 ・ No.4：綾瀬川の下流側 ・ No.5：既存施設の排水（厚生会 館からの排水） 【対象事業実施区域の既存施設 からの排水口が 2 か所確認され たため、1 地点追加した。】
		【降雨時】 SS、濁度、透視度、流量	降雨時 2 回	対象事業実施区域からの排水先 4 地点（No.1～No.3、No.5） 【対象事業実施区域の既存施設 からの排水口が 2 か所確認され たため、1 地点追加した。】
	底質	有害物質 ダイオキシン類	夏季・冬季の計 2 回	対象事業実施区域からの排水先 2 地点（No.3、No.4）
	水象の状況	流量等	水質（平常時）と同 時期	水質（平常時）と同地点
	その他の事項	土質の状況（沈降試験） 【仮設沈砂槽等の容量を 検討する際の参考資料と するために追加した。】	任意の時期に 1 回	対象事業実施区域内 1 地点

表 8.2-1(3) 調査手法（現地調査）の概要

調査項目			調査期間等	調査地点（調査地域）
地下水	地下水の水質の状況	地下水の水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	夏季・冬季の計 2 回	対象事業実施区域の地下水の上流側及び下流側の計 2 地点（No.1、No.2）
	水象の状況	地下水の水位	1 年間通年	
土壌	土壌の状況	環境基準項目 29 項目、ダイオキシン類【土壌の汚染に係る環境基準が設定されている全 29 項目とダイオキシン類を調査対象とする。】	任意の時期に 1 回	対象事業実施区域内 1 地点及び周辺地域 4 地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ No.1：対象事業実施区域内 ・ No.2：北側住宅地 ・ No.3：西側住宅地 ・ No.4：南側住宅地 ・ No.5：東側住宅地
動物	動物相の状況	哺乳類	春季・夏季・秋季・冬季の計 4 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む） トラップ法、無人撮影法は 2 地点
		鳥類	春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季の計 5 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む） ラインセンサス 2 ルート ポイントセンサス 2 地点
		猛禽類	2 月～7 月の毎月 2 日間連続、計 6 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む） 定点観察 2 地点
		両生類・爬虫類	早春季・春季・夏季・秋季の計 4 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む）
		魚類	春季・夏季・秋季・冬季の計 4 回	綾瀬川の上流側、下流側及び排水路の流入部、計 3 地点
		底生動物	魚類と同時	綾瀬川の上流側、下流側及び排水路の流入部、計 3 地点（魚類と同地点）
		昆虫類	早春季・春季・初夏・夏季・秋季の計 5 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む） トラップ法 2 地点
植物	植物	植物相	春季・初夏・夏季・秋季の計 4 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む）
		植生	夏季 1 回	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む）
		緑の量（緑視率）	夏季 1 回	対象事業実施区域周辺の路上の代表地点 2 地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ No.1：戸塚環境センター南 ・ No.2：北辰病院駐車場付近
生態系	生態系	地域を特徴づける生態系	動物、植物調査に準じる。	対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（綾瀬の森含む）

表 8.2-1(4) 調査手法（現地調査）の概要

調査項目		調査期間等	調査地点（調査地域）
景観	眺望景観	4 季計 4 回	対象事業実施区域周辺 5 地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ No.1：戸塚環境センター南 ・ No.2：北辰病院駐車場付近 ・ No.3：出羽公園 ・ No.4：戸塚南公園 ・ No.5：長蔵新田第 3 公園
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源状況、周辺環境の状況等 ・ 利用状況 ・ 交通手段の状況 	秋季、又は春季の計 1 回	対象事業実施区域周辺 4 地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ No.1：綾瀬の森 ・ No.2：桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い） ・ No.3：戸塚南公園 ・ No.4：戸塚下台公園
日照障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日影の状況 	冬至日又はその前後の時期 1 回	冬至日における既存施設の日照への影響の状況を適切かつ効果的に把握することができる地点 1 地点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設（西棟）の屋上
電波障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波の受信状況（東京スカイツリー、浦和局） 	任意の時期に 1 回	机上検討により電波障害の影響が及ぶおそれがあると認められる地域を対象とした 43 地点

(2) 予測方法

予測方法の概要は表8.2-2(1)～(16)に示すとおりである。

なお、予測方法の詳細については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」において記載した。

表 8.2-2(1) 予測方法の概要 (大気質)

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様 2. 予測地点 現地調査地点4地点及び最大着地濃度出現地点	建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される建設機械の種類、台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		建設機械の稼働に伴う土粒子の飛散の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺	建設機械の稼働による影響が最大となる時期として、造成等により裸地面積が最大となる時期	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全配慮事項、現地調査結果を踏まえて、周辺への影響を定性的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様 2. 予測地点 現地調査地点3地点	資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の排出量が最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		資材運搬等の車両の走行に伴う土粒子の飛散の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺	資材運搬等の車両の走行による影響が最大となる時期として、交通量が最も多くなる時期	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全配慮事項、現地調査結果を踏まえて、周辺への影響を定性的に予測する。
存在・供用時	施設の稼働	新施設の稼働に伴うばい煙の排出による二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の大気中の濃度の変化（年平均値、1時間値）	1. 予測地域 調査地域と同様 2. 予測地点 現地調査地点4地点及び最大着地濃度出現地点	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	現地調査により、既存施設の影響を含めた大気質の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定されるばい煙の排出条件を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの飛散の状況 【知事意見を考慮して追加した。】	1. 予測地域 調査地域と同様	新粗大ごみ処理施設が定常状態で稼働する時期	事業計画に基づき、施設稼働時における粉じん対策及び現地調査結果を踏まえて、周辺地域に及ぼす影響を定性的に予測する。
	廃棄物運搬車両等の走行	新施設の稼働時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様 2. 予測地点 現地調査地点3地点	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	現地調査により、既存施設の影響を含めた大気質、交通量等の状況を把握する。また、事業計画により、予測時期等における廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

表 8.2-2(2) 予測方法の概要（騒音・低周波音）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働による建設作業騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界（工場騒音の現地調査地点、最大値を示す地点）及び戸塚綾瀬小学校とする。 【戸塚綾瀬小学校が近接していることに配慮して、戸塚綾瀬小学校も予測地点とした。】	建設機械の稼働による騒音レベルが最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル「ASJ CN-Model 2007」を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行ルート上として、道路交通騒音の現地調査地点3地点とする。	資材運搬等の車両の走行による騒音レベルが最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。
存在・供用時	施設の稼働	新施設の稼働による工場騒音レベル（環境騒音レベル）の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界（工場騒音の現地調査地点、最大値を示す地点）及び環境騒音の現地調査地点計8地点とする。 【予測時期に関わらず予測地点を一律とした。】	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	現地調査結果により、既存施設の騒音の発生状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される騒音発生源等を設定し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
		新施設の稼働による低周波音の音圧レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 低周波音の現地調査地点（敷地境界上）4地点とする。		現地調査結果により、既存施設の低周波音の発生状況を把握する。また、事業計画等により、既存施設と新施設の配置等の違いを考慮し、伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
	廃棄物運搬車両等の走行	新施設の稼働による廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート上として、道路交通騒音の現地調査地点3地点とする。		事業計画等により、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟）との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。

表 8.2-2(3) 予測方法の概要（振動）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働による建設作業振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界（工場振動の現地調査地点、最大値を示す地点）とする。	建設機械の稼働による振動レベルが最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、伝播理論式を用いて定量的に予測する。	
	資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行ルート上として、道路交通振動の現地調査地点3地点とする。	資材運搬等の車両の走行による振動レベルが最大となる時期 【知事意見を考慮して変更した。】	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号）による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。	
存在・供用時	新施設の稼働による工場振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界（工場振動の現地調査地点、最大値を示す地点）及び環境振動の現地調査地点計8地点とする。 【予測時期に関わらず予測地点を一律とした。】	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	現地調査結果により、既存施設の振動の発生状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い想定される振動発生源等を設定し、伝播理論式を用いて定量的に予測する。	
	廃棄物運搬車両等の走行	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート上として、道路交通振動の現地調査地点3地点とする。		事業計画等により、新施設の単独稼働時及び既存施設（西棟）との同時稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（2013年、国土技術政策総合研究所資料第714号）による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。	

表 8.2-2(4) 予測方法の概要 (悪臭)

環境 影響 要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	施設の稼働による悪臭(特定悪臭物質、臭気指数)の状況の変化の程度 (施設から漏洩する悪臭の影響と煙突から排出される排ガスの悪臭の影響)	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び周辺地域の最大着地濃度出現地点とする。	・新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注) 施設の稼働は概ね定常状態となる時期	施設から漏洩する悪臭の影響について、現地調査結果と、類似事例の調査及び解析結果を基に定性的に予測する。 施設から排出される排ガスの悪臭の影響について、大気拡散式を用いて、定量的に予測する。

表 8.2-2(5) 予測方法の概要 (水質)

環境 影響 要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	造成等の工事に伴う濁水によるSS濃度の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 仮設沈砂槽等の排水口、並びに排水路の綾瀬川への流入地点下流側(現地調査地点No.4)とする。	造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期、並びに埋設廃棄物層を掘削する時期	工事計画及び現地調査結果を基にして、工事中の雨水排水及び地下水の揚水排水の処理方法、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測する。 【仮設沈砂槽等の諸元が設定困難であったため、排水濃度の管理目標値を設定し、定性的な予測とした。】
		コンクリート工事等に伴うアルカリ排水によるpHの変化の程度			工事計画を基にして、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。
		埋設廃棄物層の掘削に伴う地下水の揚水排水による有害物質の影響の程度 【埋設廃棄物層に関連して、地下水の揚水排水による公共用水域への影響が考えられるため追加した。】			工事計画を基にして、環境保全措置を明らかにすることにより、定性的な予測を行う。
存在・供用時	施設の稼働	生活環境項目等8項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度 健康項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度 ダイオキシン類の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度 底質(有害物質)の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度	【プラント排水は主にクローズドシステムにより場外に排水しない計画であったことに加えて、知事意見を考慮して、公共用水域への影響の低減に配慮して、公共下水道整備との調整によって、生活排水及び余熱利用施設等の排水を公共下水道に放流する計画に変更した。これにより、公共用水域への影響は想定されなくなったため、環境影響評価項目として選定しないこととした。】		

表 8.2-2(6) 予測方法の概要（地下水）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	造成等の工事による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質の濃度の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 造成等の工事により、地表部の土壌（または地下水）を攪乱する範囲とする。	造成等の工事により地下水の水質への影響が最大になる時期	工事計画及び地下水、土壌の調査結果に基づき、環境保全措置の内容を考慮して、地下水の水質への影響を定性的に予測する。

表 8.2-2(7) 予測方法の概要（土壌）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	造成等の工事に伴う土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 現地調査地点を含む造成等の工事を実施する区域とする。	造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期	工事計画及び調査結果を基にして、造成等の工事の実施に際して行う環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測した。
存在・供用時	施設の稼働	新施設の稼働に伴うダイオキシン類の土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 新施設の稼働に伴うばい煙の排出による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域周辺の現地調査 4 地点とする。（前掲「5.1 大気質」の環境大気の調査地点に同じ）	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、「大気質」におけるばい煙の予測結果と、現地調査結果を考慮して、周辺地域の土壌に蓄積される影響の程度について定性的に予測する。

表 8.2-2(8) 予測方法の概要（動物）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	建設機械の稼働 の生息地の改変の程度及び その他の生息環境への影響 の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期として、造成工事の範囲が最大となる時期	本工事計画に基づき保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
		資材運搬等の車両の走行			
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期として、新施設の供用時の周辺環境が安定した時期	本事業計画に基づき植生及び地形の改変内容と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

表 8.2-2(9) 予測方法の概要（植物）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種、植生及び保全すべき群落への影響が最大と考えられる時期として、造成工事の範囲が最大となる時期	本工事計画に基づき保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
		植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度			
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、並びに緑の量への影響を的確に把握できる時期として、新施設の供用時の周辺環境が安定した時期	本事業計画に基づき植生及び地形の改変内容と、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
		植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度			
		緑の量（緑被率及び緑視率）の変化の程度			本事業計画と調査結果との重ね合わせ等により定量的に予測する。

表 8.2-2(10) 予測方法の概要（生態系）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	資材運搬等の工事	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響が最大と考えられる時期として、造成工事の範囲が最大となる時期	本工事計画に基づき着目種及び着目種の生息・生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。
	建設機械の稼働の走行			着目種及び着目種の生息・生育環境への影響を的確に把握できる時期として、新施設の供用時の周辺環境が安定した時期	
存在・供用時	施設の存在				本事業計画による植生及び地形の改変と着目種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

表 8.2-2(11) 予測方法の概要（景観）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	主要な眺望景観の変化の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点5地点とする。	新施設の完成後	新施設の施設計画に基づき、フォトモンタージュを作成し、現況の眺望写真と比較して、変化の程度を視覚的に判断する方法により定性的に予測する。

表 8.2-2(12) 予測方法の概要（自然とのふれあいの場）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	資材設置機搬等の稼働、車両の走行	自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の障害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点4地点とする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期	工事計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して、定性的に予測する。
存在・供用時	施設の存在、施設の稼働	自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度 【自然とのふれあいの場に係る環境影響要因以外の記載（交通手段の障害）を削除した。】	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点4地点とする。	自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期として、新施設の完成時または新施設の稼働が定常状態となる時期	事業計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して定性的に予測する。

表 8.2-2(13) 予測方法の概要（日照障害）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	施設の建て替えによる、冬至日における日影の時刻、時間数等の状況の変化及び日影の影響の程度	1. 予測地域 現地調査の調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査の調査地点と同様とする。	日照への影響を的確に把握できる時期として、新施設の完成後の冬至日	事業計画に基づく施設の大きさ等の条件に基づき、施設の建て替え前後において、1時間ごとの施設の日影の到達範囲（時刻別日影図及び等時間日影図）を作成し、日影の影響を定性的に予測する。

表 8.2-2(14) 予測方法の概要（電波障害）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	施設の建て替えによる、電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	1. 予測地域 現地調査の調査地域と同様とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	電波受信への影響を的確に把握できる時期として、新施設の完成後	遮蔽障害及び反射障害について地上デジタル放送伝播の実用式により、影響範囲を予測する。なお、衛星放送については、遮蔽障害のみを対象とする。

表 8.2-2(15) 予測方法の概要（廃棄物等）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	造成等の工事	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき定量的に予測する。
		残土の発生量及び処理の状況			
存在・供用時	施設の稼働	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	稼働実績の整理により、既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を定量的に予測する。

表 8.2-2(16) 予測方法の概要（温室効果ガス等）

環境影響要因		予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	資材設備運搬機等の稼働、車両の走行	温室効果ガスの種類及び種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 車両の走行による影響は周辺地域の車両が走行する範囲を含む。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。
存在・供用時	廃棄物の運搬機、車両等の走行	温室効果ガスの種類及び種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 廃棄物運搬車両等の走行による影響は周辺地域の車両が走行する範囲を含む。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時 注）施設の稼働は概ね定常状態となる時期	事業計画等に基づき、施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			事業計画等に基づき、施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

(3) 評価方法

評価方法の概要は以下に示すとおりである。

なお、評価方法の詳細については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」において項目ごとに記載した。

1) 回避・低減に係る評価

全ての環境影響評価項目に統一して、周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

2) 基準又は目標との整合に係る評価

基準又は目標との整合に係る評価をすべき基準等は表 8.2-3(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.2-3(1) 基準又は目標との整合に係る評価をすべき基準等

環境影響要因		環境要素	評価をすべき基準等
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準
	資材運搬等の車両の走行		
	施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に基づく環境基準 「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年環大規第 136 号）に基づく塩化水素の指針値 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に基づく環境基準 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成 15 年中環審第 143 号）」におけるガス状水銀の指針値
	廃棄物運搬車両等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に基づく環境基準 「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年中央公害対策審議会）に基づく非メタン炭化水素の指針値
騒音・低周波音	建設機械の稼働	建設作業騒音	「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準
	資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準

表 8.2-3(2) 基準又は目標との整合に係る評価をすべき基準等

環境影響要因		環境要素	評価をすべき基準等
騒音・低周波音	施設の稼働	工場騒音 (環境騒音)	「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づく環境基準
		低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に基づく感覚閾値及び物的影響の評価値 【知事意見を考慮して、評価をすべき基準等を変更した。】
	廃棄物運搬車両等の走行	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づく環境基準
振動	建設機械の稼働	建設作業振動	「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準
	資材運搬等の車両の走行	道路交通振動	「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度
	施設の稼働	工場振動	「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準
	廃棄物運搬車両等の走行	道路交通振動	「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質 臭気指数	「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく規制基準(敷地境界)
水質	造成等の工事	SS pH 健康項目等	【事業計画の変更により、定性的な予測としたため、評価すべき基準等はない。】
	施設の稼働	生活環境項目等 健康項目 ダイオキシン類 底質(有害物質)	【事業計画の変更により、環境影響評価項目として選定しないこととしたため、予測及び評価は実施していない。】
地下水	造成等の工事	環境基準項目 ダイオキシン類	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく環境基準 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準

表 8.2-3(3) 基準又は目標との整合に係る評価をすべき基準等

環境影響要因		環境要素	評価をすべき基準等
土壌	造成等の工事	環境基準項目 ダイオキシン類	「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に基づく環境基準
	施設の稼働	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に基づく環境基準
日照 障害	施設の存在	日照障害	「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「埼玉県建築基準法施行条例」（昭和 35 年埼玉県条例第 37 号）に基づく日影規制
電波 障害	施設の存在	電波障害	「建造物による受信障害調査要領」（平成 17 年、日本 CATV 技術協会）における受信画面の品質評価基準